平成28年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 平成28年9月27日 (火) 15:00~16:50
- 2 開催場所 赤穂市役所 2階 204会議室
- 3 出席者
- (1) 委員

西元男、原田芳彰、岡田憲明、深井知子(代理人)、大野孝彦、木村佳史、長谷部隆司、溝端善子、 冨田千賀、岡本鈴代、入江秀史(代理人)、勝原建夫、前田智子

(2) 委員外

中川裕美子(西播磨圏域コーディネーター)

(3) 事務局

折原健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、玉石主査

- 4 協議事項
 - 1) 第4期赤穂市障がい福祉計画進捗管理(平成27年度)について【資料1】
 - 2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する赤穂市職員対応要領(案)について【事前配布】
- 5 報告事項
 - 1) 障がい者手帳等所持者数について【資料2】
 - 2) 平成27年度における就労状況等について【資料3】
 - 市内障害者就労施設
 - ・西播磨障害者就業・生活支援センター
 - · 赤穂特別支援学校
 - 3) 障害者就労施設によるロビー販売について【資料4】
- 6 意見交換・情報交換
 - 1)○○委員「施設の危機管理体制、災害時の福祉避難所での受入れについて」【資料5】
 - 2)○○委員「障害者雇用事業所等見学会、セミナーのご案内」【資料6】
 - 3)○○委員「みのり喫茶業務の開始について」
 - 4) 社会福祉課障がい福祉係「姫路聖マリア病院医療型障害児・者入所施設の開設について」
 - 5) 産業観光課農林水産係「赤穂素・流・人 (ソルト) プロモーション推進事業について」
- 7 閉会

事務局

ただいまより、平成28年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。 (資料確認)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。次第2、健康福祉部長よりごあいさつ申 し上げます。

部長

本日は本年度1回目の協議会開催ということで、お忙しいところお集まりいただきまして ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、今年度より2年間本協議会の委 員をお引き受けいただきありがとうございます。

本協議会では、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、それぞれのお立場で感じておられることなどを意見交換していただき、年2回を基本に皆様にお集まりいただく予定となっております。来年度は、赤穂市障がい者福祉長期計画、第5期赤穂市障がい福祉計画の策定年度となっており、本協議会を策定委員会として位置づけておりますのでご協力をお願い致します。

また、障害者差別解消法の施行に伴いまして、「赤穂市職員対応要領」を策定することとしておりますので、ご意見をお伺いし、職員に周知し、障がいを理由とする差別の解消を推進してまいりたいと考えております。

報告事項においても説明がありますが、赤穂市の手帳所持者や障がい福祉サービスを受給されている方は約3,000人おられます。それぞれのニーズに応えることのできるようこの協議会を活用しまして地域社会の実現をめざし、皆様方のご協力をお願い申し上げあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。次に、新たに就任いただいた委員さんもいらっしゃいますので、 お1人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(自己紹介)

ありがとうございました。

次に、次第4、会長及び会長職務代理者の選出に移ります。

みなさまには今年度から新たに2年間委員をお願いしております。お配りしております「赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱」をご覧ください。第5条第1項で、「協議会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。」とされております。また、第5条第3項で、「会長に事故ある時はあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とされていますので、この場で会長及び職務代理者を選出していただきたいと思いますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。どなたか、ご意見ございませんか。

(事務局一任)

事務局

それでは、事務局から提案させていただいてよろしいか。

(異議なし)

事務局

それでは、会長に、前回に引き続き社会福祉協議会の○○委員、会長職務代理者に赤穂特別 支援学校の○○委員にお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局

それでは、会長を社会福祉協議会の○○委員に、会長職務代理者を赤穂特別支援学校の○○ 委員にお願いいたします。

○○会長、前の席に移動をお願いします。それでは、○○会長にごあいさつをいただきたいと思います。

会長

会長ということでご指名いただきました。改めまして2年間お願いいたします。

本協議会は、市内の障がい福祉に携わられている関係機関にお集まりいただき、それぞれの ご専門における情報提供やそれぞれのお立場で抱えられている課題等を情報共有し、関係機 関一体となった取り込みを進めていければと考えております。

さて、今回は協議事項2点、報告事項については3点ございます。

協議事項では、本年度施行されました「障害者差別解消法」に則り、本市職員の対応マニュ アルについてです。事前にお手元に資料を配布させてもらっているかと思いますが、現段階で は案ということで、今後調整が必要になるところも多くあると聞いています。まずは市の職員 が率先して配慮できるよう、今後の取り組みに期待していきたいと考えております。

最後に各機関からの情報提供や意見交換の時間も設けております。折角の機会ですので、時間 の許すかぎり、皆様にご発言をいただければと考えております。

いずれにしましても、赤穂市の障がい福祉施策の推進にとって、有意義な場となりますよう皆様のご協力をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長 が会議の議長となることとなっておりますので、○○会長に進行をお願いしたいと思います。

会長

それでは、会長が議長も兼ねるということですので、ここからは私のほうで会の進行をさせていただきます。議事の進行にご協力をお願いします。

それでは、次第の5協議事項(1)第4期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況(平成27年度) について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料1第4期赤穂市障がい福祉計画進捗管理について(PDCA)シートをもと に説明させていただきます。

昨年度の協議会で、平成27年10月末実績による進捗管理シートをお示ししました。今回は27年度の確定値ということでご報告させていただきます。なお、2枚目に活動指標としている障害福祉サービスの概要、平成28年6月末時点での受給者証数、市内事業所、地域生活支援事業の事業概要を参考に付けさせていただきましたのであわせてご覧ください。

まず、第4期計画で掲げた成果目標として、3つの項目がございます。

1つ目に福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、平成25年度の入所者数75人の12%の9人が平成29年に地域移行することを目標としております。平成27年度までの累計で10人が地域移行いたしましたので、当初見込み4人に対して進捗率は250%となっております。ただ、地域移行といいましても、在宅・グループホームへの移行のほか、介護施設等への移行も含まれているため、完全に地域移行を果たしたとは言えない現状と言えます。

施設入所者数について、平成27年度実績は64人、シートの計算式に当てはめると1人減ると進捗率100%ということで平成25年度比11人減、1,100%という数値になっております。施設入所者数の減は、先ほどの地域移行のほか、死亡退所数が13人、新規入所者数2人を大きく上回ったことによるものです。

2つ目に、地域生活支援拠点の整備につきまして、当市では平成29年度を目標に設置を検 討しているため、平成27年度の進捗の対象としておりません。

地域生活支援拠点については、障がいのある人の高齢・重度化を見据え、障がいのある人の 生活を地域全体で支える体制を構築するもので、本市におきましては、既存の社会資源を結ぶ 面的整備の形で検討を進めて参りたいと考えております。

3つ目に、福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については、 平成24年度実績の2倍の8人を目標としております。平成27年度実績は8人で進捗としては100%となっております。詳細につきましては、報告事項の(2)でご説明させていただきます。

就労移行支援事業の利用者数も平成27年度実績で7人と大幅に増加しております。これは、市内に1カ所移行支援事業所が開設され、利用が増加したことによるものでございます。 就労移行率3割以上の事業所についても、その事業所が一般就労への移行率3割以上を達成しておりますので、2カ所の目標に対して1カ所の50%の進捗となっております。市内には 3カ所の就労移行支援事業所がございますので、利用者の増加と一般就労への移行に繋げる よう連携を図って参ります。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」につきましてご説明いたします。

表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値であります。表下部の「当該年度の評価」に記載しましたが、当初見込みに対する進捗率が100%以下のサービスは訪問系サービス全般、居住系サービス、相談支援、日中活動系の自立訓練、短期入所、生活介護であります。これは、サービス提供事業所が市内にない、希望するサービス内容が満たされていないなどの要因と、前期の実績の推移から算出した当初見込みより利用者数が少なかったことが要因として挙げられます。

逆に、当初見込みに対する進捗率が100%以上のサービスは、就労系のサービスや療養介護、障害児通所系サービスですが、就労系サービスについては事業所数の増加とともに利用希望者が増加傾向にあることと、障害児通所系サービスについては受入れ態勢の充実が図られたことが需要の掘り起こしにつながったことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業は概ね予定通りの進捗ですが、移動支援については当初見込みを大幅に下回っている状況でございます。

今年度への改善点としては、いずれのサービスも前年比増の見込み設定をしていることから、当初見込みと実績見込みを比較した進捗率の向上が見込めないサービスが多いが、サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ態勢を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。また、平成29年度に向けて、基幹相談支援センター設置に向けた関係機関との協議を行う予定としております。

協議会としての意見の欄ですが、ニーズと供給のバランスを見極めて必要なサービス量の 確保に努められたいと記入させてもらいましたが、意見をご検討いただければと思います。

以上で資料1進捗管理についての説明は終わります。

会長

以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。

無いようでしたら、次第5協議事項(2)障がいを理由とする差別の解消の推進に関する赤 穂市職員対応要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、事前配布させていただいた資料をもとに、障がいを理由とする差別の解消の推進

に関する赤穂市職員対応要領(案)についてご説明させていただきます。

本年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。全国的に多くの市町で職員対応要領が策定されております。この度、職員対応要領の案を事前にお送りさせていただいたところですが、現段階でまだ内容の詰め切れていないところが多く不完全な状態でございますが、本日皆様のご意見を頂戴し、修正等を加えて、庁内で調整したうえで、市職員に周知・徹底を図って参りたいと考えております。対応要領の中身についてご説明をさせていただきます。

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する赤穂市職員対応要領(案)および別冊のサポートマニュアルの作成を考えております。赤穂市職員対応要領は第1条から第8条までございます。その続きで国の示す基本方針を基とした留意事項を別紙でつけた構成となっております。

まず、要領第1条、及びサポートマニュアル1ページをお開き下さい。第1条におきまして、 差別解消法10条第1項に規定する職員対応要領を定め、不当な差別的取扱いの禁止、合理的 配慮の提供について行政機関が法的義務を課せられていることを前提として、臨時職員・再任 用職員を含む全職員が適切に対処することを定めております。

マニュアルの2ページですが、対象となる職員ということで、地方公営企業、本市でいいますと、「上下水道部」「市民病院」がそれにあたりますが、その所属の職員にも本要領が適用されるものとしています。ただし、法的には「事業者」として取扱うことが適当とされておりますので、各事業の主務大臣が定める対応指針にも留意する旨、最後の第8条で規定しております。また、市の業務を受託する事業者、指定管理者につきましても、特に市民と接するような業務を行うこともあることから、本要領の対象とし、適切な対応ができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものといたしております。

次に第2条関係ですが、マニュアルでは3ページになります。対象となる障がいのある人は身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと規定しております。

参考に障がい者手帳所持者数を記載しております。

本要領においては、手帳所持者・自立支援医療受給者証・難病(特定疾患受給者証所持者) の障害福祉サービスを受けることのできる「障害者」だけに限りませんが、その対象者だけで も市内に延3,000人以上いらっしゃることになります。

次に第3条関係、マニュアルの4ページもご覧ください。ここでは「不当な差別的取扱いの禁止」について記載しております。不当な差別的取扱いとは、正当な理由がなく市が行う事務 又は事業について、障がいを理由として、障がいのない人と比較して障がいのある人を不利に扱うことを指します。 具体的にマニュアルの5ページに不当な差別的取扱いに当たりうる具体例を記載しております。障がいを理由に窓口対応や施設の利用等を拒否することや、検討せず説明会等の出席を拒むことなどが不当な差別的取扱いに当たるとされています。ただし、5ページの下に記載したように、心臓機能等に疾患のある人が、体に負担のかかるイベントへの参加を希望したが、主治医から許可が下りず、その人の身体や生命の安全を考えて参加を断る、などは正当な理由があると考えられ、不当な差別的取扱いには当たらないとされています。

次に第4条関係「合理的配慮の提供」について、マニュアルの6ページ以降に具体的に記載しております。6ページに基本的な考え方を記載しておりますが、合理的配慮の提供とは、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている胸の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない場合は、障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています。

社会的障壁とは第2条第2号、マニュアル6ページの中ほどにあるように、例えば利用しにくい施設、制度、習慣、考え方などをいいます。意思の表明があった場合とありますが、手話や点字、筆談、合図など意思を表明する手段で、本人が意思をうまく伝えられない場合などは、家族やその介助者などが本人を補佐して行う意思の表示も含みます。家族等を伴っておらず、意思の表明が容易にできない場合でも、社会的障壁の除去を必要としていることが明らかな場合は、自主的な取り組みが求められています。ただし、その合理的配慮を提供するにあたって、過重な負担と判断した場合はその理由を丁寧に説明して理解を得るように努めることとしています。

マニュアルの8ページから9ページにかけて、合理的配慮に当たりうる具体例を記載しております。

(1)の物理的環境への配慮は、段差がある場合の補助や、案内の際歩行速度をあわせるなどがそれに当たり、(2)のルール・慣行の変更については、立って順番を待つことがしんどい人に、順番が来るまで席を用意するなど、(3)意思疎通の配慮は、手話、筆談等その人にあったコミュニケーションの手段を用いる、ゆっくり丁寧に繰り返し説明するなど、(4)会議等の運営における配慮は、障がい種別に応じて手話点字などの配慮が必要な支援内容を聞き、事前に用意するなどが当たるとされています。

こういった、「合理的配慮」については、どこまでが合理的配慮に当たるのか判断に迷うケースが多く、このマニュアルにおいても、国の合理的配慮サーチや他の市町のマニュアルで多かった事例を参考にしており、今後厚生労働省でも各市町都道府県から事例を収集して、合理的配慮に当たりうるのかどうかの判断材料にしていくこととなっています。

続いてマニュアルの10ページですが、市からの情報発信時の配慮について記載しております。

①障がいの「害」の記載についてですが、本市においては平成22年より係の名称もひらがなで「障がい」と表したり、障がい福祉計画においても、ひらがなの「がい」を用いることに努めています。

これは各市町扱いが異なり、本市においても全庁的に徹底がしきれていないのが現状です。 単にひらがなにするだけでなく、障害者を「障がいのある人」と記載するといったように、な るべくやさしさを表現する観点から用語を改めるよう努めていく予定です。

②市役所からお送りする文書についてですが、障がい福祉係からお送りする文章は、ある程度視覚障がいのある人の把握ができているため、点字での対応をしているところですが、なかなか全庁的に徹底がなされていません。先日も実際にあったのですが、聴覚障がいのある人のところに担当課の電話番号しか記載のなかった文書が届いたことがありました。聴覚障がいの人は電話で会話することが困難な場合が多いため、FAX番号でも対応できるよう備える必要があります。

③広報では、希望される方に音訳点字訳の広報等をお渡ししています。平成27年度末現在、点字広報は19人、音声の広報は28人の方にご利用いただいております。ホームページでは、ウェブアクシビリティを踏まえた運用を行っているとのことです。続いて、マニュアルの11ページには、基本的な応対の心構えを記載しております。書いていることは、障がいのあるなしに関わらず、市職員として市民に対しての基本的な応対の仕方だと思います。相手の立場に立った寄り添った応対を基本に、柔軟にプライバシーに配

マニュアル12ページ以降は、障がいのごとの特性とその障がいに応じた心がけたい配慮について記載しています。例えば12ページから14ページにかけて、視覚障がいのある人への配慮について記載していますが、こちらから声をおかけして、具体的に説明することが基本となります。

慮しながら応対することを心がけるものとしています。

以前、視覚障がいのある人が市役所の玄関からお一人で入られて、社会福祉課まで来られた ことがあるのですが、なかなか職員が声をかけてくれなかったとおっしゃっていました。 まずは、ひと声かける勇気を持つことが必要ですが、基本的な誘導の仕方などを頭に置いてお くことで、声をかけやすくなるのではないかと思います。

15、16ページには聴覚障がい、17ページには音声言語障がい、18、19ページには肢体不自由、20、21ページには内部障がいについて、22、23ページには知的障がい、24、25ページは精神障がい、26、27ページには発達障がい、28 、29ページは高次脳機能障がい、30 ~ 32 ページには難病について特性と心がけたい配慮について記載しております。

要領に戻りまして、第5条には、管理職員の責務を明記しています。特に管理職員が部下となる職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせることを

明記し、組織的に差別解消を推進する体制を作る目的があります。

第6条では相談体制の整備ということで、マニュアルは33ページになりますが、差別に関する相談は、所管課の管理職員が責任をもって事実確認を行い、迅速かつ適切に対処するものと規定しております。社会福祉課は必要に応じて助言し、所管とともに関係課・関係機関と調整を行うこととし、34ページに様式を載せておりますが、最終的に社会福祉課において事例を収集いたします。

33ページの下になりますが、法において「障害者差別解消地域協議会」を設置することができるとされておりますが、本市においては、本協議会をそれに位置づけ、相談事例の情報の共有・検証、発生防止の取り組みなどを協議する場としていきたいと考えております。

対応要領の第7条において、職員の意識向上ということで、こういったマニュアルに記載の 障がいごとの特性や心がけたい配慮等を、研修啓発を通じて浸透させていくことが大切であ ると考えております。

マニュアルの35ページ以降は資料編ということで35ページからは障害者差別解消法の 全文、42ページ以降は兵庫県障害者差別解消推進要綱、対応要領を掲載しております。 50ページからは、差別解消にかかる相談窓口を記載しています。

兵庫県では差別解消相談センターや弁護士・福祉専門職無料法律相談を設け、随時障害者差別に関る相談を受付けています。市でも、2か月に1回当事者家族による「障がい者相談」を 実施しているほか、障がい福祉係においても随時相談を受付けております。

52、53ページは参考として、サービス体系や利用者負担上限額、サービス内容等について、 54、55ページは障がいに関するマークを掲載しております。54ページ中ほどの聴覚障害 者標識についてですが、マークの表示について「努力義務」としていますが、正しくは「義務」 となります。表示していない場合は道路交通法違反となるそうです。訂正をお願いします。 以上で、職員対応要領及びサポートマニュアルの説明を終わります。

会長

以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

無いようでしたら、6報告事項(1)障がい者手帳等所持者数について、事務局より報告を お願いします。

事務局

それでは、資料2障がい者手帳等所持者数についてご報告させていただきます。

先ほどの対応要領サポートマニュアルの中でも触れましたが、身体、療育、精神の手帳及び 自立支援医療受給者証の年度別の所持者数になります。 身体に関しては、平成25年度にシステム導入したことで、これまでの死亡・転出者の一部が反映していなかったことが分かったことの特殊要因で、前年度比大幅に減少しまたが、その他の手帳、自立支援医療については年々増加の一途をたどっています。特に精神通院医療については、平成20年度比約1.5倍と大きく増加しております。実際に何らかの障害福祉サービスを受けている人は、受給者証数で399人、障害児通所支援は129人が受給者証を持っています。重複して手帳を持っている方もいらっしゃることを考えても、3,000人以上の方が、私たちと何らかの関わりがあることになります。障がい者手帳等所持者数についての報告は以上になります。

会長

以上、事務局からの報告が終わりましたが、このことについて質問等ございますか。

無いようでしたら、次に報告事項(2)平成27年度における就労状況等について、事務局より報告をお願いします。

事務局

平成27年度における就労状況等について説明させていただきます。

それでは、まず資料3-1をご覧ください。市内障害者就労施設における一般就労状況についてであります。市内には就労移行支援事業所3施設、就労継続支援A型事業所が3施設、就労継続支援B型事業所が7施設ございます。分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示しています。

資料1でも説明させていただいたとおり、平成27年度の一般就労移行者は合計8人となっております。就労移行支援から6人、就労継続支援B型事業所から2人という内訳です。8人中6人が、就業・生活支援センターさんにお世話になっております。

各施設の受け入れ状況ですが、調査を実施した6月現在、就労移行3カ所の合計定員24人に対して利用者が12人、10人程度の受け入れが可能ということでした。就労Aについては、3カ所45人の定員に対して利用者数は50人と1日あたりの定員を満たしていますが、登録としては7人程度受け入れが可能ということでした。就労Bについては、7カ所で定員177人、216人の利用者があり、13人程度の利用が可能ということでした。ただ、6月現在の状況ですので、受け入れ状況は刻々と変化しておりますので、比較的受け入れが可能とお返事いただいていたA型事業所も状況が変化しているかもしれません。また市としても直近の状況把握に努めて参りたいと考えております。それと、全ての定員246人に対して278人の登録、利用があり、全ての人が毎日フルに利用する状況でないため、若干の受け入れが可能というところですが、最近の相談状況なども考えると、今後受け入れが不足する可能性が高いと考えております。

各事業所での定員の検討等を働きかけするなどして、受け入れ態勢の確保に努める必要が あると考えております。

続きまして、資料3-2 西播磨障害者・就業生活支援センター登録者の状況について、○○ 委員よりご説明をお願いします。

○○委員

まず、西播磨障害者就業・生活支援センターについて改めて説明させていただきます。障害のある方が、身近な地域で安心して働き、自立した生活を送るために雇用保険、福祉教育等の関係機関と連携して必要な支援を行う、障害者雇用促進法に基づく事業です。2006年に赤穂精華園が国と県から受託して西播磨障害者就業・生活支援センターを開設し、今年で11年目になります。財源としまして、雇用保険から7割ないし8割、残りを県の障がいの福祉費から頂いて活動しております。なので、障がいのある方で就労意欲があり、働ける状態にある方を対象にしております。

主な業務は、障がいのある方に対して就業及びそれに伴う生活上の支援を、事業主の方に対しても、障がいのある方の雇用管理についての相談助言等を行っております。障がいのある方の就労を通じました自立等社会参加を支援しているセンターでございます。

資料3の2を説明させていただきます。平成27年度の実績ですが資料、配布の1番、平成27年度末の数字になっております。登録者は380名で各市町別は、こちらの表のとおりです。赤穂市は当センターの所在地であり、母体が赤穂精華園ということもありまして、赤穂市の登録者が114名と全体の3割を占めております。障害種別では身体の方が13%知的の方が67%精神障害の方が19%となっております。当センターの母体が精華園ということもあり、知的の方の登録が3分の2と多くなっておりますが、最近は精神の方、発達の方の登録が急速に増えております。

当センターの主な紹介先は多い順にですが、障害福祉サービス事業所、就労移行や就労継続 支援A型B型などの障害福祉サービス事業所、次に特別支援学校の卒業生の方、ハローワーク さんであるとか、相談支援事業所などからとなっております。

次に2枚目の資料2でございますが、こちらは平成26年、平成27年に当センターが支援 した就職者の状況となっております。当センターの登録者は認知面、精神面に課題のある方へ の支援がほとんどで、障がいのある方だけでなく事業所に対しても助言を行っております。

主な就職先ですが製造業、卸小売業、医療、福祉、サービス業となっております。職業分類では事務補助、生産工程、軽作業が大部分を占めております。

最後の3ページですが、こちらは今年度上半期の就職支援状況です。年々、精神障がい、発達障がいのある方からの相談が増えており、利用機関や専門知識を持たれた就労移行支援事業所との連携が不可欠になってまいりました。また昨年度あたりから、一般大学の卒業生や普

通学校進路指導部から発達障がいのある方の相談を受けるようになり、支援に難しさを感じております。

就職先は、以前はハローワークの一般求人を転用して頂いておりましたが、ここ数年は企業の法令順守や社会的意識の高まりにより障がい者専用求人が年々増加しております。また当センターの縁故先での就職も多くはなっております。ただ、雇用形態といたしましては正規雇用が少なく、非正規、パート契約が主流となっております障がい者求人は年々増加しておりますが、募集企業の求められる人材と、障がいのある方の就労スキル、希望職種とのかい離が目立ち、マッチングに苦労致しております。先ほどの赤穂市さんの資料にもございますように、A型事業所B型事業所に大幅に利用者が増加し、一般就労をしたいという方が少し少なくなっているのかなと感じております。今後はそれらの就労移行事業所だけでなく、A型B型事業所利用者さんに対しても一般就労に誘っていきたいと思います。以上でございます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、赤穂特別支援学校の進路状況について、ご説明させて いただきます。

平成27年度、卒業された人は23人で、うち3人がパート社員での一般就労、就労移行、A、Bが13人、生活介護が3人、施設入所が3人、在宅が1人という内訳になっております。 進路状況につきまして、 $\bigcirc\bigcirc$ 委員より、補足・追加説明等ございましたら、お願いします。

○○委員

失礼します。赤穂特別支援学校はハローワークさん、西播磨障害者就業・生活支援センターの方々、地域の方々にご協力いただきながら、子どもたちが何度も実習体験をさせていただいて、昨年度は3名の一般就労ができました。実習の中で、少しずつ子どもたちの理解も進み、事業所にも子どもたちを理解していただくことができたと思います。

ここ数年は一般就労が減っております。といいますのが、近隣に西はりま特別支援学校ができまして、そちらに一般就労を目指す生徒が通っていることが理由です。西はりま特別支援学校がなかった頃は一般就労を含めてかなりの生徒が本校に来ておりまので、その分の人数の違いというのも顕著になってきているのかと思います。

昨年1年間、私もそれぞれの事業所にお願いに行って、子どもの様子や、事業所の様子も見せていただき、特別支援学校にご理解いただける事業所が増えてきたと感じております。

個人的にも15年前に赤穂特別支援学校に教諭で10年間おりまして、そのうちの6年間を進路指導の担当をしておりました。いろんな事業所を回らせていただいたのですが、十数年前とはずいぶん事業所の対応が変わってきたと感じております。特に事業所の管理職の方が積極的に特別支援学校の生徒に対して理解いただいて、就労の時間帯でありますとか、実習の時間でありますとか、ご配慮いただき、感謝申し上げたいと思います。

それから今日の神戸新聞にも載っておりましたが、兵庫県全体としまして特別支援学校のキャリア教育、就労支援研究協議会というものをもっています。昨日、阪神特別支援学校で、県の就労支援にあたっているものが一同に会しまして、今後の就労について、企業関係、保護者、教員で集まり会議を開きました。その中で、兵庫のビルメンテナンス協会の鈴木理事さんから、中小企業でも、採用意欲はあるが、どんなふうに雇ったらいいのかわからない、もっと学校からも情報発信してほしいということをいただきました。今後、子どもたちのできることころを理解していただいて、できないところはどういうふうにカバーしていくかとか、子どもたちも理解しながら、そして子どもたちを理解していただきながら、ということをどんどん進めていくようにしていきたいと思っております。

本年度は、これからいろいろな検定など、昨年この会で情報を提供させていただいたのですが、特別支援学校の知的障がいだけですが、兵庫県独自に検定という制度を設けまして、今年度はビルメンテナンスの検定をしました。本校でも高等部、3年生、2年生を含めまして、7名が受けまして、1級、2級、3級それぞれ合格して帰ってきております。

全く知らない人の中でビルのクリーニングをするものですから、非常に緊張しておったのですが、達成感があったようで、夏休みの中の検定が終わっての2学期から掃除への取り組みがそれまでと全然違うということで、普段の生活にすぐに活きてきた、教育的効果も非常にあったかと思っております。検定は年に1度になると思いますが、ビルメンテナンスだけでなく、喫茶サービスも今年度から予定して、来年度始まるようになっております。ということで、どんどん職を広げて、子どもたちの力をつける努力をしていきたいと思います。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

以上、事務局、関係機関からの報告が終わりましたが、このことについて質問等ございますか。

○○委員

質問でないですが、先程の就労支援のお話がありましたが、知的障がいのある方や発達障がいのある方は特に支援が必要ですので、差別解消法の中にもでてきました合理的配慮を発揮していただいて、親からの支援の内容や、学校の先生、職員さんからの支援の内容を合理的配慮としてしっかり話をしていただき、本人さんの気持ちの中でも、どうしたらしやすいんかなと、しっかりと聞いていただいて、就労につながる支援をしていただきたいと思います。以上です。

会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。

ほかに無いようでしたら、次に報告事項(3)障害者就労施設によるロビー販売について、 事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは資料4、障害者就労施設「ロビー販売」のチラシをご覧ください。

障害者就労施設によるロビー販売は、平成26年12月に当初5事業所で開始しました。 徐々に参加事業所が増え、10月以降ははくほうさんを加えた9事業所で展開することとなっております。これまで87回開催しており、特にお昼時ということで、食品系のものの販売が好調です。今後も、継続して実施してまいりますので、皆様のご利用、周知をご協力いただければと思います。

ロビー販売については以上でございます。

会長

以上、事務局からの報告が終わりましたが、このことについて質問等ございますか。 無いようでしたら、次第7、情報提供・意見交換に移らせていただきます。

まず(1)、○○委員より「施設の危機管理体制、災害時の福祉避難所での受入れについて」 ということで、事前に意見交換の内容をいただいております。このことについて、○○委員よ り補足説明等をお願いします。

○○委員

この件を提案いたしましたのは、7月にやまゆり園の事件がありまして、赤穂市内の施設事業所は施設の危機管理体制をどのようにされているのかなと、しっかりお願いしたいという思いからです。

それと、もう一つ意見交換として提案させていただきましたのが災害時の福祉避難所での 受け入れについてです。これも東北や熊本の震災で、障がいのある人に限らず、高齢者の方も そうだったようですがなかなか避難所、福祉避難所に入れない方があったようです。

資料にもありましたが、赤穂市も7か所の福祉避難所をあげていただいておりました。

まず地域の方が、避難に来られますが、その中で知的障がいや発達障がいのある方が大きな 声を出すということが考えられます。人のざわざわが辛い、落ち着かないなど、いろんな障が いがある中で、しんどさのある子供さんを避難所へ連れて行くことができず避難せずに自家 用車の中で過ごすということを聞きました。福祉避難所で自閉症の方などには一人用のテン トなどの別のスペースを作っていただくことをどこまで検討していただいているのかをお聞 きしたいと思い、意見交換として出させていただきました。よろしくお願いします。

会長

ただいま、説明がありましたが、このことについて、事務局から資料5について説明をお願いします。

事務局

資料 5-1 は相模原市の事件を受けて、厚生労働省から発出された「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」の通知でございます。先般、市内入所・通所施設に同通知をメールにて周知しました。

本通知では、①防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から地域住民等と顔の見える関係づくりをして一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要、②夜間休日を含めて日頃から迅速な連絡・情報交換等が無理なくできる体制づくり、研修会等の開催、③連携体制に沿った、速やかな情報提供と緊急時の支援体制の確保の重要性が記載されています。

それぞれの施設における点検項目において、 $P4\sim$ 「日常の対応」、 $P7\sim$ 「不審者情報を 得た場合その他緊急時の対応」について、具体的に示されています。

市としても、機会あるごとに市内の施設に周知し、不測の事態に備えて、日頃から気軽に連絡のとれる連携体制を構築して参ります。

施設の状況ですが、〇〇委員今回のことを受けまして施設で取り組まれていることがありましたらお願いします。

○○委員

危機管理についてのやまゆり園での事件でが、施設側は、今までは開かれた施設ということで、どなたでもどうぞと窓口をあけていました。ところが今回の事件を受けて、逆に来られる方の身元をはっきりしなさいというギャップに戸惑いがあります。

また、閉鎖的な塀を作りなさい、防犯カメラつけなさい、補助金出しますということになっています。それでは、利用者の方々の人権はどうなるんだろうと施設内でいろいろ協議しました。また、安全を守るのに警察にも相談に行ったりして、防犯マニュアル、防犯計画を立てなさいということで、計画書の作成を進めています。それで、今は電気節約のために、消灯していた街灯を全部つけましょう、それから支援室には何かあるときに職員が身を守れるものとして「さすまた」を用意しましょうとか、できるところを進めています。

防災についてですが、近くには谷があるので、土砂崩れが予想され、今度砂防ダムができる ことになりました。監査の時に、防災はどうしていますかと言われることがありますが、施設 が避難場所になっているので利用者さんをどう逃がすより、どう受け入れをどうするのかを 考えています。阪神淡路のときも神戸の方を受け入れしましたので施設側としてはどちらか というと受け入れ態勢を充実させていきたいと考えています。以上です。

会長

○○委員さん今の答弁でよろしいでしょうか

○○委員

はい

○○委員

学校関係のところを追加させていただきます。

まず、不審者対応に関しましては、夏休み中ということもありアンケートを全県の特別支援 学校が実施しました。対応マニュアルをきっちり作っているか、どんな内容なのか、休み中に 不審者対応訓練をしたかどうかという内容で、ほとんどの学校が急いで休み中に一度職員だ けとなりますが実施しています。

本校におきましても、この休み中に職員だけで1回、また、10月に入って警察に入っても らって子どもの非難を含めてピリピリした状態で訓練を終えております。

それから隣の赤穂精華園さんでも本日警察が入って本格的な不審者対応訓練されていました。校門から聞こえてくる声が本格的で警察官の方がリアルな不審者対応されており、そのまま逮捕されてパトカーででていくという状況でした。職員の対応訓練ということで、入所者の方は訓練の大声に敏感なので聞こえないようにということで、奥のほうで出てこられてはおりませんでした。

災害に関しまして、本校は福祉避難所に入っておりませんが、福祉避難所の指定するしないにかかわらず、特別支援学校、学校関係は避難者が来るということで対応すると校内で決めております。といいますのが、阪神淡路大震災でできた、学校の先生から構成される災害派遣の専門チームでアースがありますが、このチームが熊本地震の3日後に現地に行った際に現地の特別支援学校で働いた先生からいろいろ話を聞くと、その特別支援学校も避難所指定はされていなかったけれど、一挙に避難してきて、小さな学校なのに700人避難してきた、食事は足りない、実際にどう動くのかということを聞いてきました。やはり、ほんとに酷くなったらこんなこと言っておられない、とにかく、受け入れなくてはならない状況ははどの学校でもあり得るなということで、事前にそういうことを考えていかないといけないと動いております。まだ、計画の途中段階です。

会長

ありがとうございました。その他ございましたらお願いします。

○○委員

赤穂精華園も防災訓練しましたけど、パトカーが来るまでで4分かかりました。その間、 さすまたで制圧しようとしましたが無理でした、慣れないと難しいです。4分間は我慢して時 間稼ぎして、その間に警察の方が来られるのを待つ方法しかないですね。不審者が来たら素早 く通報するのが、一番大事かと思いました。

会長

ありがとうございました。○○委員さんこれでよろしいでしょうか。

事務局

もう1点福祉避難所の件ですが、本市では、災害時避難行動要支援者対応マニュアルを定め、その中で福祉避難所の指定について掲載しています。市内の福祉避難所は赤穂精華園、福祉会館含め計7か所と協定を結んでおります。

災害が発生したら、まずは避難所へ行っていただく、そこで体制、設備的に配慮が難しい場合、災害対策本部と調整し、福祉避難所の開設、移動といった流れになります。もちろん、職員対応要領に沿って、避難所においても合理的配慮の提供が求められます。避難所においても、職員ひとりひとりが障がいの特性に応じた、できる限りの配慮を行うよう働きかけてまいります。福祉避難所はあくまで2次避難ということになっております。先に一時避難所で、過ごしていただいて、それが長期化するようなケースに、対策本部と協議いたしまして福祉避難所を開設することになっておりますので、大雨で1日2日くらいであれば、一時避難所で対応させていただくのが通常かと考えております。長期化することでそれなりの配慮を必要とされる方には、改めて福祉避難所で対応させていただくことになっております

○○委員

一つ提案ですが、段ボールで囲いを作る、天井が空いてですね。自閉のきつい方は、体育館の中に一人用のテントとか、小さめのテントとかがあれば、その方が安定すると思います。音もある程度遮断されますので。家にテントがあれば、置いておこうと言っているお母さんがいたくらいです。小さいテントでいいのです、2、3人用であれば家族も入れますし、ワーッとなっているときだけでも避難する場所として、テントがいいのかなと親の中で声があがっています。一つの案として考えていただけたらと思います。ただ、そのテントをどこに置いていて、そこへ持っていけるのかということも考えないといけないと思いますが。

事務局

施設の中でテントを張るということですか。

○○委員

体育館に避難した場合でしたら、体育館の中に小さなテントを張って、段ボールで区切ったりですね。

事務局

そういうのはよく避難所の映像などで見かけたりします。そういった準備については当然 しているかと思いますので、ただ、テントが体育館ですぐに適応できるのかというところを、 危機管理と協議していくということでお願いしていきたいと思います。

○○委員

今初めて出した話なので、検討して頂いて、可能であればいくつか確保して頂くことを提案 として出させていただきます。

会長

このことにつきまして、各委員からのご意見を頂戴できればと思います。

何かご意見ございますか。

ありがとうございました。次に(2)「障害者雇用事業所等見学会、セミナー」について、 ○○委員より情報提供をお願いします。

○○委員

資料6-1と資料6-2です。昨年度は発達障がいの方々を招きまして、ハーモニーホールでセミナーをさせていただきました。随分好評でございましたので、今年度も障がいのある方を招いて、セミナーを開催しようと思っております。その前に事業所見学会ということで、障がいのある方を多数雇用されております IDEC さんをお訪ねしようと思っています。たつのにあるんですが、知的障がい、精神障がいの方を複数名雇用されている、中規模の会社で、見学にいって、どういう雇用管理しているかということをお聞きしようと思っています。

それと市内の就労移行支援事業所でSORAさんと赤穂精華園とを見学して頂くコースを 組んでおります。こちらにつきましては、申し込みが9月30日となっておりますが、1週間 延ばして10月7日まで延ばさせていただきます。もし興味のある方は裏面のFAXを利用 して、赤穂精華園まで送っていただきましたらと思います。

もう一点、12月7日に精神障がいの方をたくさん雇用されている日本生命さんの特例子会社をお招きして、セミナーを開催いたします。こちらはたつの市で開催いたしますが、こち

らも若干席に余裕がございますので、ご興味のある方はぜひよろしくお願い致します。

会長

ありがとうございました。

このことにつきまして、各委員からのご意見を頂戴できればと思います。

続きまして、(3)「みのり喫茶業務の開始」について、○○委員より情報提供をお願いします。

○○委員

障害者就労支援の仕事のメニューの一つといたしまして、このたびカフェを設立しました。 障がい者の就労の拡充と地域住民との交流の場づくりを目指し、施設内にあった車庫を改築 して、通所者と施設従業員の交代で勤務をしております。喫茶の名前は「山手の茶屋MOM O」といいまして、児童文学作家、ドイツのミハイルエンデの作品MOMOからとりました。

営業日は土日祝を除く午前9時半から15時までです。カフェでは成田コーヒーと契約を結びまして、コーヒー、紅茶250円が楽しめるほか、トーストや障がい者が育てたキャベツなどのサラダマッシュポテトが付くなど、飲み物合わせて350円で提供しております。どうぞよろしくお願い致します。

会長

ありがとうございました。このことにつきまして何かお尋ね等ございますでしょうか。

○○委員

山手の茶屋MOMOさんは、障がい者の方は運んだりとか作ったりとか、就労継続支援B型なりA型のなかでされているということでしょうか。

○○委員

はい、B型事業なので、障がい者の方と一緒に支援員とやっています。

○○委員

ありがとうございます

会長

ありがとうございました。

また、みなさん機会がありましたら、一度足を運んでいただければと思います。

次に、(4) 姫路聖マリア病院医療型障害児・者入所施設の開設について」、社会福祉課より 情報提供お願いします。

事務局

それでは、お手元の姫路聖マリア病院のパンフレットをもとにご説明させていただきます。 かねてより、重症心身障害児・者のご家族から、医療的なケアのできる緊急時の受け入れ先が ないことが大きな課題でありました。

赤穂からは、距離のある加西市や岡山市の施設を利用していただく状況でした。

施設を求める声は、赤穂市に限った話ではなく、西播磨・中播磨圏域内に施設がない状態で、 圏域各市町のご家族からもご要望の声がありました。

ご存知の方も多いと思いますが、このたび、姫路市にあります姫路聖マリア病院で、平成2 9年4月より「重症心身障害児・者医療型入所施設」が開設されることになりました。

昨日、マリア病院に行かせていただき、赤穂市からも利用希望者が多くいらっしゃること、 利用するにあたりどういった手続きが必要か、できれば赤穂市で説明会を開催してほしいと いうことをお伝えしてまいりました。

直接担当の先生とお話することができまして、開設準備で忙しいにも関わらず10月18 日(火)に赤穂で説明会を開催していただけることになりました。

ただ、あくまでも中播磨・西播磨圏域の施設という位置づけなので、西播磨圏域の各市町通じて、該当する方、ご家族、関係者等への周知を行う必要があるため、圏域コーディネーターの中川さんのお力もお借りして、龍野健康福祉事務所を通じて、説明会のご案内を各市町等へ発信してもらうことになりました。

各相談支援事業所から出していただくサービス等利用計画にもマリア病院の利用希望という記載が増えてきております。

利用するしないは別として、赤穂市内では20名弱の方が利用対象になるのではないかと予測しており、龍野健康福祉事務所から通知があり次第、個別にご案内をさせていただく予定としております。

利用の流れは、まず受診して、誤嚥はないか等を診察して、日中の利用、次に1泊と段階を 経て利用決定していく流れだそうです。常時医療ケアが必要でなくても、寝たきりの重症心身 障害であれば受け入れ可能とのことでした。

周囲の方へのお声かけ等お願いしたいと思いますので、ご協力をお願いします。

会長

ありがとうございました

この件につきまして、何かご質問等はございますか。

最後に、「赤穂ソルトプロモーション推進事業」について、産業観光課農林水産係より説明 をお願いします。

産業観光課

本日は貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。現在、赤穂市が進めております赤穂ソルトプロモーション推進事業につきまして、障がい者就労支援の面からご協力いただきたいということで、ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

現在、国のでは1億総活躍社会ということが言われておりますが、赤穂ソルトプロモーション推進事業は地方創生ということで、人口が減少する中で、地域が元気を取り戻さないといけない、地域において新しい産業を興して、雇用を増やし、地域を広く全国にPRして、観光客にも来ていただき、定住人口を増やしていこうという取り組みでございます。

その中で赤穂は忠臣蔵の故郷、また、塩のまちとして知られておりますので、赤穂の独自資源であります塩を活用して、この事業に取り組んでまいります。

事業内容としましては主に4つございます。

まずは、塩開発推進事業でございます。これにつきましては赤穂海浜公園塩の国で昔ながらの伝統的な製法で作られております枝条架塩、こちらは市場にも一般に流通していない非常に貴重な塩でございますので、こちらを活用しまして、梅干を作っていこう、新しく、商品を開発しようという取り組みでございます。和歌山県の田辺市、こちらも、また、紀州南高梅で有名なところでございます、こちらのほうに赤穂でとれました塩を提供させていただきまして、梅干を作る過程で生産される梅酢でありますとか、梅塩、こういったものを活用しまして、新たな製品の開発に取り組んでまいります。

次に2番の塩活用推進事業であります。こちらが就労支援の面からご協力いただきたい事業でございます。塩ということで思い浮かぶ食べ物の一つは漬け物ということになるかと思います。また、忠臣蔵ということで赤穂は日本の故郷のような面もございますので、そういったストーリー性をもちまして大根を使った、漬け物を開発していこうと考えております。

それも、ただ開発するのではなくて、民間事業者の方のご協力を頂きまして、障がい者の就 労支援の面から、生産につきまして障がい者の就労支援の方にご協力いただきたいとい考え ております。詳しくは、後程説明させていただきます。

次に3番の塩啓発推進事業でございます。こちらは観光客の方に多く来て頂くために、いろんなプロモーション用のプログラムを開発してまいります。

次に4番の赤穂元禄塩回廊整備事業でございます。こちらは主にハード面の整備になって まいります。

赤穂海浜公園ですとか、赤穂温泉、また恋人の聖地に続きます一連の観光ルートを回廊として位置づけて開発していこうという取り組みでございます。

それでは資料の裏面をご覧ください。こちらの中で体系図でございますが、右の下側のところをご覧いただきたいと思います。この中で官民共同という矢印がございまして、その中で民間事業者と、障がい者施設、農業者団体ということで掲載させていただいておりますが、この障がい者施設の方に漬け物を作っていただきたいと考えております。

これまで、いろいろとお話をさせていただいている中で、赤穂精華園さんに漬け物の生産をお願いしたいと考えております。赤穂精華園授産寮さんにつきましては、これまでも漬け物を生産され、販売の実績もございます。そういった意味で、また、いろいろとお話をさせていただく中で、赤穂精華園さんとご協力させていただきまして、この事業を進めさせていただきたいと考えております。

民間事業者ですが、こちらにつきましては、京都の漬物屋さんで京漬物のもりさんという老舗の漬物屋さんがございます。こちらの漬物屋さんは、太秦が本店で土を原点ということで幅広く漬け物に取り組んでおられる業者でございます。もりさんに、赤穂精華園さんへいろいろな技術提供といいますか漬け物の作り方を技術提供いただきまして、素晴らしい商品を作ってまいりたいと考えております。

一番下に農業者団体とありますが、大津にあります生産者団体の大津年輪の会さんに生産 をお願いしたいと考えております。大津年輪の会さんが生産されます大根につきましては兵 庫県の安全ブランドにも認証されており非常に、素晴らしい大根を生産されております。

また、地域におきましても、大津大根祭りですとか、農業生産を通じまして、地域の活性化に取り組んでおられる団体でございます。大津の精華園さんとも古くからのつながりがございますので、そういった意味でも、ご協力いただけるんじゃないかなと考えております。

その中で、赤穂素流人の、表の一番上のところでございますが、赤穂ソルト、「素」といったら塩のことなんですが、それにかけまして赤穂の塩を素材とした商品を開発していこう、「流」ということで赤穂への人、物の流れを作っていこう、「人」ということで、地方自治体、赤穂市ですとか、個人、企業との連携、地域とのつながりということで、それぞれが協力し合って、良さをいかして、新しく塩をテーマにした漬け物を商品開発し、広く全国にPRさせていただきます。それをもとに、赤穂市により多くの観光客の方にきていただくのと併せまして、障がい者の方も商品を作ることによって就労支援といいますか、自立支援の一助になればと考えています。

実際の事業につきましては赤穂市から赤穂精華園さんに補助金を支給させていただきまして行っていきたいと考えております。補助事業費としましては、技術のノウハウの提供の経緯費ですとか、また、備品購入費、漬け物をつくる材料代等で80万円を予定しております。

なかなか、すばらしい商品開発するのに1年間では難しいとは思いますが、徐々にできると ころから取り組んでいってもらいたいと考えております。

今回につきましては先導的な取り組みでございますので、すでにノウハウをお持ちの赤穂

精華園さんにお願いしたいと思っていますが、将来的には希望がありましたら漬け物づくりのノウハウ、販売のノウハウ、そういったものは、また、みなさんいろいろな団体の方で共有していけるのかなと考えております。

以上簡単でございますが、ご了解といいますか、ご報告のほうをさせていただきます。何か ご意見等ございましたら、お聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました

この件につきまして、何かご質問等はございますか。折角の機会でございますので、その 他、口頭での意見交換、情報提供等ございましたら、お願いしたいと思います。

オブザーバー

これまで、十数年にわたり西播磨の重心の会で、重症心身の方のお母さんからご相談を受けてきました。お母さんたちで話し合ってもどうしようもなんですが、地域になんとか重心施設ができないかということでした。すっと繰り返し話し合いをしてきたんですね。それで、何年か前に、市役所にお母さんとお伺いをして、事務局の方にお話を聞いていただいておりました。

今回、マリア病院の話が出てきたタイミングで赤穂市さんが中心になって説明会を開いていただけるということに、本当に感謝をしています。龍野健康福祉事務所の方も、何で赤穂市はそんなに、このことに興味があるんですかといわれたんですが、事務局の方にお伺いすると、ニーズを聞いているからですと答え、大変かっこいいなと思いました、ひとりひとりの声が、タイミングが合えば、こうやって動いていくんだなあと、今回感じさせていただきました。私もいろいろな協議会行っていますけど、今日の協議会は内容的にも充実しているし、事務局のご努力が大きいと思います。選任されている委員の皆さんからの話題提供や、情報提供によりこの協議会が盛り上げられているのを感じさせていただきました。

赤穂市さんは議事録もホームページで公開されているんですが、同業者に聞いても、こんな会が開かれているのは知らないっていう人が多いです。相談支援専門員の研修会でも、それを受講する人達も、協議会を知らないし、出たこともないと言われる方が大変多くて、何とかこういう場があることを当事者の方も、家族も、それから関係する事業者がもっともっと知る機会があって、こんなふうに熱く話し合いがされているんだということが知れるような取り組みがこれからしていけたらと感じました。

会長

ありがとうございました。

その他ございませんか。

○○委員

案の合理的配慮の提供の業務を事業者に委託等する場合についてですが、委託等の条件について、本対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい、望ましいというところが引っかかっておりました。その後サポートマニュアル読みましたら、なるほどなと思ったんですが、業者に委託する場合は望ましいという表現がちょっとゆるいかなと、要するに可能な限り合理的な配慮を提供することが求められているだろうと思います。もう少し強い表現をされたどうかと思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局

私も同じように思っておりましたが、受託事業者との契約書、仕様書の中にそういった配慮 を盛り込むということにつきましては、庁内の契約部署との調整が必要になってきます。

今日はご意見をいただきましたので、担当課と調整をしまして、盛り込めるような方向で考えていきたいと思います。

会長

その他ございませんか。

○○委員

施設を利用する人が、結構いると思いますが、施設を変わった場合に、以前にどういう成長をしてきたか、次に新しい施設に移った時に、前に伸びてきたころを次の移った先で活用できるようなカルテみたいな感じのシステムができたらいいと思います。そういうものを一人一人作ってバトンタッチして、この人は何歳くらいの頃はこういうことができたよね、中学生の頃はこういうことができたよね、そういう伸びていく過程が見られるようなものですね。

あと、その子が大人になった時に、いろんな段階を踏んできて、今ここにいるんだね、ということが分かるようにするものがほしいと思います。今は、各事業所さんでそれぞれしているとは思いますが、つながりが、ぷつんぷつんと切れて、新しいところへ移ったら、また、最初からやり直し、そういうふうになっていることがあるんじゃないかなと思うんです。

特に知的障がいでは、幼少期の頃はどう、中学生の頃はどう、そういう段階を見ていくのに、 カルテみたいな、成長の姿を見られる何かがあればいいなと思います。 もう一点、生活支援、就労Aとか就労Bとか結構事業所さんがあって、増えているような気がするんですが、生活支援を受ける子たちを、を引き受けてくれる事業所さんが、これから先あるのか、それとももう赤穂はいっぱいなのか、まだ余裕があるのか、聞いてみたいと思います。

会長

ありがとうございます

施設も学校も制度的なものが確立されていない中で、個人情報などの課題もあるでしょうけれど、せっかくのご意見なので、事務局が今の現在で答えられる範疇と、その他の委員さんも今のご意見に対してお答えいただけたらありがたいと思います。

○○委員

特別支援教育の実施において個々人に対し、支援計画を必ず作っております。それは幼稚園 段階から支援計画を持ってあがって、小学校、中学校へと引き継ぐという形になっております ので、学校を卒業するまでの部分のところはカバーできると考えております。特別支援学級に 入っている子、特別支援が必要である子に対しては必ず支援計画をきちんと作っております。 個人情報との絡みがございますのでそこをクリアできれば、情報がつながるかと考えていま す。以上です。

事務局

市のほうでもサポートファイルというファイルを、数年前に作成しまして、そのステージステージでの状況の引継ができるようなるファイルを作っておりますが、なかなか浸透しきれていないところもあります。確かに、大人になられた後も、引継ができるかと、そのあと個人情報の問題もありますが、サポートファイルそのものの認知度もあげていく必要があると思います。委員さんがおっしゃられたような支援計画との絡みもありますので、そことも連携をしていかないと、それぞれが独り歩きをしまうのもよくないと思いますのでそのあたりは考えていく必要があると思います。

会長

○○委員、以上でよろしいでしょうか。

○○委員

要は学校をつなげていけば、高校までつながる。学校を卒業して、大人になった時に一人ぼっちになってしまうような気がしましたので、そのあたりが気になり質問させてもらいまし

た。

会長

その他ありましたらお願いします。 無いようでしたら、最後に事務局から連絡事項等ありますか。

事務局

(今後の日程連絡)

会長

それでは、これをもちまして平成28年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。本日は大変お疲れ様でした。